

東京都環境審議会
環境確保条例改正特別部会（第1回）

平成19年8月2日（木）
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

午後 6 時 1 0 分開会

山下課長 ただいまから第 1 回環境確保条例改正特別部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、本日はお忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます東京都環境局環境政策課長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この特別部会は第 1 回ということでございまして、部会長が選任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

初めに本日の出席の状況でございますが、ただいまご出席の委員の方は 19 名でございます。特別部会委員総数 26 名の過半に達しておりますので、この会議は正式に成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日配布の資料の確認でございます。お手元に「環境基本計画のあり方」の冊子のほか、この部会の会議次第、資料 1、資料 2、参考資料といたしまして 1 から 7 まで綴じてございます。ご確認方よろしくようお願い申し上げます。

参考資料 1 は「東京都気候変動対策方針」、参考資料 2 は「緑の東京 10 年プロジェクト」の基本方針でございます。参考資料 3 が、先月 24 日に開催いたしましたステークホルダー・ミーティングの資料でございます。

会議次第に従いまして、議事の(1)「部会長の選任」に入らせていただきたいと思います。

部会長は、当審議会規則第 7 条第 3 項の規定に基づきまして、特別部会所属の委員の皆様の互選によりお選びいただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

福川委員 この会議は環境確保条例というとても大切な、これから進めることの中心になることで、環境審議会が総力を挙げて取り組むことであります。また、条例改正という法律に関することでありますので、行政法の専門家であり、かつ、環境審議会の会長でいらっしゃる小早川委員にお願いするのがいいかと思えます。ご提案申し上げます。

[拍 手]

山下課長 ただいま小早川委員というご提案があり、拍手もいただいたということで、異議なしということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

山下課長 それでは小早川委員に部会長をお願いしたいと思います。小早川委員、どうぞよろしくお願いいたします。

小早川委員、部会長席にお着きいただきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

(小早川委員、部会長席に移動)

山下課長 これからの議事につきまして小早川部会長にお願いしたいと存じます。小早川部会長、よろしくお願いいたします。

小早川部会長 ただいまご指名いただきました小早川でございます。条例改正特別部会、大変大きな任務を負っております。これまで、環境基本計画の見直し、そのあり方についての中間まとめができたということで、そちらの進行を踏まえながら、そこで考えられたことを条例という形で具体化していくという、それなりにいろいろ難しいこともあるかと存じますが、そういう部会でございますので、皆様自由闊達なご議論をいただきますとともに、よい条例が具体的にできていきますように、議事の進行にご協力をいただければと存ずる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

環境審議会運営要領の第3の第2項に、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理することになっているとのことでありまして、私といたしましては、福川委員に職務代理をお願いできればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本題の議事(2)「環境確保条例改正特別部会における検討事項案について」の審議に入らせていただきたいと思います。

これまでの経過ですが、前回5月31日に開催しました総会におきまして、都知事より当審議会に対し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正について」の諮問がございました。健康で安全な生活環境に支障を及ぼす問題等に適切に対応し、これまで以上に環境への負荷を低減するには、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める関係規定を改める必要がある、とのことございました。このため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に関する事項についてご検討いただくために、5月31日の総会におきまして環境確保条例改正特別部会を設置した次第であります。

検討事項案につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

小沼副参事 環境政策担当副参事の小沼でございます。事務局より資料のご説明をさせていただきます。資料1としまして「環境確保条例改正特別部会における検討事項案」をつけさせていただいております。

当環境審議会から5月31日にご報告いただきました「環境基本計画のあり方について(中間のまとめ)」に示されております施策のあり方、方向性を踏まえまして、新たな規制、新たな仕組みを定める必要があると考えられる事項8項目につきまして、検討事項案として資料に取りまとめてございます。

本日、資料1の表頭でございますように、まず事項名、「中間のまとめ」で示されております「施策のあり方、方向性」「現在の制度・仕組み等」ということでお示しさせていただいております。今後、当特別部会でご検討いただく事項の概略を説明したいと思っております。次回以降ご審議の際に、それぞれの事項につきまして具体的な内容をお示しする予定でございます。

それぞれの事項について説明させていただきます。

地球温暖化対策計画書制度の強化でございます。「現在の制度・仕組み等」の欄をご覧くださいと思います。

2002年度(平成14年度)から第1期間が始まりまして、現在、2005年度(平成17年度)からの第2期間に入っているところでございます。第2期間としまして、5カ年間の温室効果ガスの削減対策計画書及び結果報告の提出・公表を義務づけしております。また、事業所に対しまして削減対策の指導・助言、評価・公表によりまして温暖化対策を誘導しております。制度の対象は、原油換算で年間1,500キロリットル以上使用する事業所が対象でございます。大規模事業所約1,300でございます。対象未満の事業所につきましても任意で計画書を提出できる制度になってございます。

「中間のまとめで示された施策のあり方・方向性」でございますが、「中間のまとめ」では大規模事業所という項目で、17ページに、現行制度の効果的な運用、さらなる強化を図って、省エネ対策が多くの事業所に広がるような取り組み、また、経済的手法を活用しましたCO₂削減の仕組みづくりを検討と示されているところでございます。

中小規模の事業所でございますが、省エネに関する知識、資金力が不十分な中小規模の事業所に対しまして、取り組みの動機づけがされる仕組みの検討ということで記述してございます。

今後、当特別部会におきまして条例化のご検討をいただく内容でございますが、お手元に気候変動対策方針を参考資料としてつけさせていただいておりますが、こちらの方でも提起しております大規模CO₂排出事業所に対する総量削減の義務の導入、それと並行しまして、排出量取引制度の導入になろうかと思っております。

2番の建築物環境計画書制度の強化をご覧くださいと思います。現在の制度・仕組みでございますが、延べ床面積1万平米を超える大規模な建築物の新築・増築におきまして、省エネルギー対策等の環境配慮を求めています。また、それを評価し、計画書の提出を義務づけているということでございます。

建築物環境計画書制度の一つの分野の発展形としまして、マンション環境性能表示制度がございます。建築物環境計画書での対象になっております建築物のうちマンションにつきまして、設備の省エネ性あるいは建物断熱性等につきまして、販売広告への表示義務、説明の努力義務を課しているものでございます。また、任意届出方式によりまして、対象をこの7月から7,000平米超までと、賃貸マンションに広げているところでございます。

「中間のまとめ」での記述でございますが、建築物の省エネルギー対策の推進ということで、制度の対象の拡大、省エネ性能の底上げを図るため、制度の強化についての検討と記述してございます。現在、取り組んでおりますマンションに対する環境性能表示を、マンション以外にもわかりやすく示す仕組みとして広げていくことの検討も記述してございます。

2 ページをご覧くださいと思います。

3 番としまして、都市づくりにおけるエネルギー計画に関する制度の導入、地域冷暖房計画制度の見直しでございます。

現在の制度・仕組みでございますが、地域冷暖房計画制度としまして、建築物が集中する一定の地域を地域冷暖房計画区域に指定して地域冷暖房計画を策定するとなっております。指定された区域内におきましては、建築物の所有者または管理者は地域冷暖房計画への加入努力義務が課されてございます。

「中間のまとめ」の記述でございますが、地域におけるエネルギーの有効利用としまして記述してございます。個々の建築物だけでなく、都市排熱の未利用エネルギーの活用など、地域全体でのエネルギー有効利用を図る。そのためには、個々の建築計画の具体化を図る段階よりも早い段階から、地域全体のエネルギー有効利用計画を策定する仕組みづくりを検討する必要があると記述してございます。

今後の検討の方向性でございますが、都市開発といった大きな面的な開発におきまして、エネルギー有効利用計画の作成・提出の義務づけとか、地冷方式を選択した場合につきましても、エネルギー効率の向上を目指した制度の導入の検討かと思われれます。

4 番目としましてエコドライブの推進でございます。

「中間のまとめ」では30ページ以降になりますが、エコドライブの推進としまして、環境に配慮した自動車の運転や使い方を行うエコドライブ、CO₂削減とか騒音改善といった環境面に寄与するだけでなく、燃費節約、安全運転による事故防止といった経済面、安全面でのメリットが期待される。エコドライブへの関心を高め、社会に定着させていく必要

があるという記述がございます。

現在の制度・仕組みでございますが、条例には、アイドリング・ストップ義務といたしまして、自動車を運転する者あるいは使用する事業者、あるいは20台以上の駐車場の設置者・管理者等に対しましてアイドリング・ストップの義務づけをしているところでございます。検討の方向性としましては、現行のアイドリング・ストップ義務に、エコドライブの実施を課する方向かと思われまます。

5番目の自動車環境管理計画書制度の拡充でございます。

現在の制度・仕組みのところでございますが、自動車を30台使用する事業者に対しまして、環境負荷の低減措置を記載した自動車環境管理計画書制度をつくっておりまして、計画書及び実績報告書の提出を義務づけしているところでございます。また、昨年度からの第2期間では、その計画書に、二酸化炭素排出に関する事項を追加しているところでございます。

これに対しまして、「中間のまとめ」での記述でございますが、31ページに、「現行の計画書制度の対象の拡大」としまして、使用(保有)する者に加えて荷主等も対象にし、取り組みを促していくことがきわめて有効だという記述がございます。今後の条例の検討の方向性としましては、現在の制度を、荷主への拡大、広がりを持たせるために、現在の対象規模以下につきましても任意提出制度の導入を図るということが考えられるかと思ひます。

3ページをご覧くださいと思います。低燃費車の使用・導入制度の導入でございます。

現在の制度・仕組みのところでは、現在の規定では、低公害車等の使用の努力義務、あるいは低公害車を200台以上使用している事業者に対しまして低公害車の導入義務、あるいは開発努力義務とか販売実績の報告、自動車販売者による環境情報の説明義務等を規定しているところでございます。

「中間のまとめ」におきましては、自動車の環境性能の向上としまして、自動車からのCO₂削減を加速するためには、燃費性能の技術革新の促進、低燃費車の早期普及を実現することが不可欠であるという記述がございます。低公害車につきましましては今後、ポスト新長期規制等の対応を踏まえまして、新車のほとんどすべてが低公害車に該当するということがございます。42ページ以降の、低公害車等への代替促進のところでは、そういうことも踏まえまして、低公害車の概念を見直す時期になるという記述がございます。

今後のところでございますが、大気汚染物質だけでなく、温室効果ガスの排出量、燃費など、総合的に環境負荷の少ない自動車を普及させていく視点から仕組みを再構築してい

く必要があるとなってございます。今後の検討の方向性でございますが、低公害車の概念の見直し、あるいは低公害車に加えまして、低燃費車の導入義務等の追加が考えられるかと思えます。

7番目としまして、CO2削減や脱石油化に寄与する自動車燃料の利用促進でございます。

現行規定では、粒子状物質を増大させる燃料の使用・販売禁止規制がございますが、その他の自動車燃料につきましては記述がございませんが、「中間のまとめ」に示されたバイオマス燃料の利用促進とか次世代自動車燃料の開発・普及促進といったことを踏まえまして、使用努力義務の導入等が検討の課題かと思われまます。

8番目、東京都低NOX小規模燃焼機器認定制度の拡大(省エネ型ボイラーの普及促進)でございます。

現行制度でございますが、127条で、小規模ボイラー等を設置する者につきまして、NOXの排出量の少ない機器の設置努力義務がございます。また、知事に、低NOX機器等に関する情報の提供に関する努力義務があるところでございます。

「中間のまとめ」の記述でございますが、43ページでは、ばい煙発生施設等にかかる対策の新たなる展開ということで、大気汚染対策の視点に加えて、省エネ、CO2の排出削減を進めていくべきという視点も取り入れていくべきという記述がございます。

今後の検討の方向性でございますが、現在の設置努力義務、情報提供努力義務に対しまして、NOXだけではなく、省エネ性能の観点を加えていくことになろうかと思えます。

以上、「中間のまとめ」に示された施策の方向性を踏まえまして、検討課題8項目のご説明をさせていただきました。

小早川部会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら何でもお願いします。

原沢委員 質問ですが、一つは条例と、今まとめている中間報告との関係がよくわからないんですが、一つは、環境基本計画の方である程度出てきた項目について、それを裏打ちするために条例を変えていく、これは並行して進んでいくという理解でよろしいのかどうか1点目です。

法律的な用語で、任意で計画書を提出できるとか、義務も、努力義務という記載があるんですが、この辺のニュアンスを教えていただければと思います。

3番目ですが、今回8項目ということですが、前の委員会のパブコメでは、排出量取引も検討すべしという話があったときに、新たな事項についてはどう考えたらいいのか。細か

な点ですが教えてください。

小沼副参事 審議会におけます基本計画の改定のご審議との並行の1点目のご質問ですが、順番としましては、審議会におきまして基本計画の改定の審議がなされまして、それを踏まえまして条例化が必要であれば、次のステップで条例化が、よくある順番かと思われませんが、今回、私どもといたしましては、計画策定の段階で既に方向性が示されているものにつきまして、条例化の検討を並行して行うことによりまして、時間的な節約、すぐに次の施策展開につなげるという目的が一つございます。

今現在は8項目でお示しさせていただきますが、今後、審議会で、「中間のまとめ」を受けました次の、最終のまとめに向けた審議が進んでいる段階で、新たな制度の検討等が必要になってくれば、こちらの特別部会でも、加えてご審議をいただく内容が出てくる可能性があるということでございます。

2点目が任意での条例化ということでございますが、私ども、いろいろな計画書制度の中で、ある一定規模以上につきましては提出あるいは公表の義務づけ等をしている規定がございます。そういう中におきまして、条例で規定した規模まではいかないんですが、社会的な取り組みとしまして、CO2対策とかいろいろな対策を進めていくことが社会的な評価を受けるといふ、企業者側にとってはメリットがございますので、一定規模以上だけではなくて、小さいところにつきましても、ご希望があれば積極的にこの制度を活用するという仕組みとして門戸を広げているということでございます。

3点目が排出量取引の問題だったと思いますが、1番の地球温暖化対策計画書での強化ということで、一つは取り組みの強化、もう一つは経済的手法を活用したCO2削減の仕組みづくりということございまして、私どもとしましては排出量総量削減義務化が一つ大きな課題としてありまして、もう一つは排出量取引制度の導入、この二つがここでの大きな柱になるかと思っております。

お手元の「気候変動対策方針」をご覧くださいますと、7ページに、方針の中での特にご議論の中心となります、大規模CO2排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入という記述がございます。ここのところが、この制度の強化と該当するところございまして、総量削減義務、排出量取引制度の導入、この二つが大きな課題だと思っております。

飯田委員 原沢先生の3点目とかぶるんですが、確認のためにお伺いしたいんですが、今ご説明に使われた「気候変動対策方針」と、資料1でご説明のあった、「中間のまとめ」に示された施策のあり方・方向性、こちらは「中間のまとめ」だけで書かれているんです

が、同時というか、どちらかという後から「気候変動対策方針」が出てきて、しかも今回、条例改正も若干先取りをしてということなので、どこをどういうふうに見て議論していったらいいのかというところを確認したい。

排出量取引の話は今ご説明があったんですが、それに加えて、この中には、いわゆる再生可能エネルギーを導入する新しい仕組み、これは大きな項目の中にはなくて、比較表の中では、建築物と地球温暖化対策には入っているんですが、独立項目を立てるのか立てないのかということが出てくるでしょうし、地球温暖化対策推進基金は、今年の春、予算では設置されていますが、このあたりと条例との関係、省エネルギー促進税制という頭出しもされていますが、このあたりも、「中間のまとめ」は、後ろの方でそういうことも少しは書いてありますが、いろいろなものが同時並行で進んでいますので、そこら辺をどういうふうに見て、どこら辺をターゲットに進めていけばいいかというところを最初に整理をしていただければと思います。

小沼副参事 「気候変動対策方針」でございますが、「中間のまとめ」に向けました審議会での施策の検討、「中間のまとめ」に示されました施策の方向性を踏まえまして、少し記述を細かくといいますか、「中間のまとめ」を踏まえた一步先の展開という記述をしてございますが、私ども、「中間のまとめ」と「方針」と一体のものだと考えてございます。

今回、条例改正の検討事項の中では、「気候変動対策方針」に示されたものは、「中間のまとめ」と同様でございますが、方針の 7 ページが、地球温暖化対策計画書制度の強化のところに該当いたします。また、建築物環境計画書制度のところですが、11 ページの大規模新築建築物に対する省エネ性能の義務化とか、12 ページの省エネルギー性能証書の導入が、建築物環境計画書制度のところと該当するかと思います。13 ページではエコドライブ等の記述がございますが、それが今回のエコドライブの推進等と同じでございますし、自動車燃料のところでも、「方針」に記述があるところでございます。

税の導入等の話ございましたが、今回、環境確保条例の改正という点でございますが、税の問題はまた別途、東京都税制調査会等で検討されておりまして、そちらの方は、こちらの改正特別部会には該当しない分野でございます。

小早川部会長 東京都も大きな組織ですから、いろいろなところでいろいろなことを考えることにもなるでしょうし、基本計画はこの審議会で見直しをしているわけですがすべてその完成を待つというわけにもいかないだろうと思いますが、いずれにしても、せっかく計画をつくり、その計画の実現のために条例の改正をするというわけです。この部会

の問題というより、むしろ基本計画の「中間のまとめ」のこれから先の進行の話の方がウエイトが大きいかもしれませんが、その辺、いろいろな動きを、全部、計画の方できちんと整合性をとってまとめていくことになるように、主として事務局の方でいろいろ連絡をとってやっていただきたいと思います。

坂本委員 既に幾つかお話が出ているかと思いますが、今回挙げてある項目の中の「自動車環境管理計画書制度の拡充」で、いわゆる省エネと、もう一つは、バイオマスに関連するエネルギーを利用した方が効率が、この趣旨としてはいいと思いますが、そういうところと、7番のバイオマス燃料の利用促進、先ほどお話のあった建築物環境計画書制度の強化、再生可能エネルギーの利用拡大という形で、再生可能エネルギーもしくはバイオマスといった部分について分散をしているという気がします。

バイオマスもしくは再生可能エネルギーの利用拡大については1項目を立ててもいいのではないだろうかという気もいたしますが、それぞれを、これまでである法律等々の中で関係づけた。7については、これまでのものはないわけで、少し整理が必要なのかなという気もしますが、この辺は事務局はどんなお考えで、こういうところになってきたのかということの説明いただければありがたいと思います。

小早川部会長 今のご指摘は、資料1の検討事項の構成自体が今後の審議の前提になるのか、これ自体についてもいろいろ検討する余地があるのか、ということにもかかわると思います。

小沼副参事 現行条例の仕組みに対しまして、私ども、「中間のまとめ」の方向性を、現行制度の大きな枠組みといいますか、我々の施策体系の枠組みで捉えていくと、こういう8項目になるのかなと思っておりまして、ご検討の中で、これとこれは違う分野で独立だというのが、この現行制度を変えるご審議の中で出てくる可能性はあるかと思っております。

小早川部会長 そういう余地があるということで、今、坂本委員からご指摘がありましたように、そういう問題についても皆様もお考えいただければと思います。

末吉委員 それにも関連するんですが、個別具体的な中身の前に、ある意味では精神規定みたいなものに関するのですが、いただいた条文の中を見ますと、第1条にこの条例の目的が書いてありまして、「現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な」と書いてあるわけです。

今回の見直しの大きな目的は、現代世代の我々の安全性とか快適性の問題もさることながら、将来世代に対する責任をどう果たすのかという大きな観点からの改定に入っている

んじゃないかと理解をしております。将来世代との「公平感」の中に、現代世代の抑制的な経済開発あるいはコスト負担をしていくんだということが非常に重要になってくる。そのことが今回の改定の根本にあるような気がいたします。

さらに申し上げれば、環境の世界でよく言われる予防原則ですよね。将来の被害に対する、あらかじめの予防のためのコストを負担していこうじゃないかということは非常に大きな原則だと思います。

としますと、八つの分野のことはもちろん必要ですが、都民の健康と安全を守るための条例が今回どういう目的を持つのか、どういう新たな目的を追加していくのか、そうしたことも今回、議論をして入れていくべきじゃないのかなと考えます。

小早川部会長 そうですね。任意的な規定なり努力義務はどういう位置づけなんだというお話もありましたが、そういうことも含めて、この条例自体がどういうスタンスで誰に対して何を言うのかといった基本的なところがまずは必要なのかなという気もいたしますので、今後の審議の中でそれは考えていただきたいと思います。

岸委員 これは質問で、基本的なことで、私かわけがわかっていないだけかもしれないんですが、「気候変動対策方針」の文章と、条例の変更は事実上並行して話題にせざるを得ない構造になっていると思いますが、場合によっては、「対策方針」の方が先取りして書いたりしていると思いますが、これを見ますと、都庁の率先行動と書いてありますが、炭酸ガス排出に限らず、ありとあらゆる防災その他の動きで、学校とか行政関係組織の率先行動はまだまだ足りないと思っているんですが、条例は、そういうものを規制するような文言を盛り込めるものかどうか知らないんですが、都庁と言う以上、区は違いますよね。学校とか関連のいろいろな施設はかぶってきませんよね。

場合によっては下水処理場をどうするんだとか、素朴な質問ですが、企業を対象にして、家庭を対象にして条例が書かれ、書きかえられるという印象があるんですが、「方針」の方は率先行動と言っていますから、これを都庁と限定するのか、都関連の公的機関その他全部含むところまでいくのか、そのあたりどういう整理になるのか、条例に反映できないということであればそれはそれで結構ですが、基本構造としてわからないところがあるので教えてください。

小早川部会長 いろいろなご発言がありがたいようなので、少しまとめてご意見、ご質問を伺った上で、事務局からまとめて必要なご発言をいただこうかと思えます。

平田委員 関係性の確認ですが、「中間のまとめ」と「気候変動対策方針」は一体だとい

うご説明がありました。必ずしも検討事項案の中に、「気候変動対策方針」の中身が盛り込まれていないところもあると思います。

例えば「方針」2の家庭のCO₂削減みたいなのは、今回の検討事項には出てきていないわけですが、禁煙に関するものも出てきていないと思いますが、こういうところはどいう整理でしょうか。こういうことを実現するのに条例改正を必要としないという判断なのか、今の条例の仕組みにはピタッとはまらないから落ちているだけなのか、その辺がわからないのと、条例改正の検討に出て来ないとするなら、ここの検討事項に出て来ないけれども、「気候変動対策方針」に出ているような、いろいろ提案している仕組みはどういう対応フレームで、どういうふうを実現していこうと考えていらっしゃるのか、その辺をご説明いただけたらと思いました。

堀委員 私も同じような質問ですが、八つの項目があるんですが、CO₂削減あるいは環境改善のためには、渋滞をなくすということが非常に重要だと思います。そういう意味で、交通量対策が項目としてあった方がいいかなと思いましたが、これも条例という意味でそぐわないから抜けているのか、「気候変動対策方針」の中には交通量の改善も記載されていますので、その辺のところについて事務局としての見解をお聞かせいただければと思います。

森口委員 各委員がおっしゃったことと一部ダブるんですが、8項目の各論の部分が、なぜこの8項目なのか、必要十分なのかというところがわかりにくいということが1点。

もう1点は末吉委員がおっしゃったことと関係するんですが、これまで以上にさらなる負荷削減をしなければいけない。誰に向かってそれを言うかということに、一般都民は非常に重要な対象だと思います。

今の条例の条文を拝見しますと、何らかの形で協力しなければいけないとか、環境負荷の低減に努めなければいけないと書いてあるんですが、どうしていいかということについて、もっと情報を具体的に行政が出していかないといけないんじゃないか。

各事業者とか都民の責務をバックアップするための、具体的には知事の責務のところを書くと思いますが、それぞれがどうしますよということだけ書くんじゃなくて、努力規定を書いただけでは、どう行動してくるかわからないところに対して行政がどうサポートしていくのかということについてももう少し踏み込んで書いていくことも必要ではないかと思いました。

牛島委員 私末吉委員の意見と重なるんですが、8項目に加えて、予防原則とか、情報

のリスクコミュニケーション的な発想が非常に大事だと思います。業者がやったから安全だというのでは、都民が納得しない場面がいろいろあると思います。早い段階で情報をうまく、これは危険性がある建物だけど、こうだから大丈夫ですよというのを相互に情報をつくり合っていくような仕組み、それがなかなかない場面では紛争になってしまうことが、例えばアスベストとか土壌汚染とかありますので、情報のつくり合いの姿勢を、総論的な場面なり、8項目以外に加えるのが必要ではないかと思っております。項目がもうちょっと要るんじゃないかという意見です。

大塚委員 各委員からおっしゃっていただいている、将来世代のことを書くとか、予防原則について書くとか、情報の重要性について書くとか、前文みたいなものがあれば一番いいと思いますが、総論的な条文の中でそういうのを入れるのは私も賛成です。どういうふうに入れるかという問題があると思いますが、賛成です。

資料1で出していただいているものについては、やれるものは、すそ切りをもう少し小規模なところまでおろすことが考えられるでしょうし、既にお考えになっているんだろうと思いますが、そういうものが少なくないと思っております。

条例との関係で、おそらくそういうことになると思いますが、2点ほど気になっているのは、3ページの7のバイオマスについてですが、先ほどもご議論がございましたが、現在、国は二つの方法を出していて、どちらにするかでのっちもさっちもいかない状況になっているようですので、あるいは東京都さんでブレイクスルーしていただくようなことが考えられるんじゃないかと思いますが、バイオマス燃料の利用促進に関して一般的な責務規定を置くだけでは足りないと思いますので、条例化するとしたら、今の国の対応との関係でどういうふうにされたらいいか、細かいところはよくわかりませんが、E3とETBEでしたか、どちらでいくのかということは検討しないといけないと思いますので、お答えいただくと大変ありがたいと思います。

排出量取引については、気候変動の「方針」には出ていて、中間報告であまり具体的ではないので、今回もお出しになっていないわけですが、条例化するときは結構法的な問題があると思いますので、今はまだご検討中じゃないかと思いますが、そのうち審議させていただくと大変ありがたいと思っております。

小早川部会長 この辺で事務局から。幾つかのご意見は、この条例の射程距離というか、各論を並べただけではどうなのか、今ある規定をベースにしている整理だと思いますが、その辺の枠を取り払って、どこまで押さえるかを考える必要があるんじゃないかというこ

とでもあったと思います。それも含めていかがでしょうか。

小沼副参事 何点かご質問の中で、説明としてはかぶるところがあると思いますが。

今回 8 項目で出させていただいています。現在、「中間のまとめ」でのご審議の方向性を踏まえて事務局として検討させていただいてまして、現時点で 8 項目が、現行制度に対応したところと比較していくと、もう一歩進んだ取り組みとして、制度改正等の取り組みが必要だと認識したところでございます。

行政としての取り組みでございますので、条例で規定する以外の部分でも、都の事業とか施策展開の中で仕組みづくり等を行って、できるだけ早く実行していくものもございまして、審議の展開の中で、新たな制度を加えて展開していくところもあろうかと思っております。

条例で規定したところが、企業向けというところでの見え方がするという、率先行動との対比でのご発言だと思いますが、それにつきまして、例えば条例で規定したところでは、都もこの条例に当然縛られるところがございます。現在の地球温暖化対策計画書制度、1,300 ほどの大規模事業所を対象に実施されておりますが、東京都庁も一つの大きな事業所として対象になっておりますし、下水道局は多くの下水処理施設を持っておりまして、そういうところもそれぞれの事業所として、こういう条例の規定で対応しているところがございます。

都庁の率先行動、行政として取り組みが大事なところでございますが、条例の規定以外の部分で、東京都の物品購入のルールとか、そういうルールで行動している。あるいは「省エネ東京仕様 2007」という規定がございますが、今年度から実施してございますが、改築の際にこういうルールを都庁の中でつくって、都の施策に当てはめているところがございます。

総論規定のところ、将来世代の問題とか情報提供の問題等、記述のご質問なりご意見がございましたが、ぜひとも現行規定のままで、我々の取り組みが読めるのか、加えた新たな観点をに入れて、条例の規定、枠組み等を考えていくのかというのは当然、この部会等のご審議を踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。

自動車関係は担当から。

森脇係長(代理) 自動車公害対策部の計画課長の代理で出ております計画係長の森脇と申します。

大塚先生からご指摘をいただきましたバイオマス燃料につきまして、現在、主として環

境省によります、バイオエタノールの混合の E3 と言われている燃料の普及と、経済産業省、石油業界の方で進んでおります ETBE(エチルターシャリーブチルエーテル)の取り組みが進んでおります。

ETBE につきましてはご存じのとおり、化審法での環境等への影響の調査、今年度予定していると聞いております。

今回、「中間のまとめ」でご審議いただいた中で、欧米では既にバイオ燃料、自動車燃料につきまして、時期及び導入の目標量を設定されて動いている中で、わが国におきましては、国策として目標量が設定されていない。こういう中で、先生方からのご意見を踏まえまして私ども、現行条例で持っています燃料規定に、バイオマスあるいは脱石油化の観点から、何らかの形の規定を設けることによりまして、東京都で燃料施策についても一步踏み出していけないかどうかということをご議論いただければと考えております。

今後の国の動向、あるいは調達方法も、先生方のご意見等を踏まえまして条例規定化、どのようなことがふさわしいのか、あるいは目標量の設定をどうしていくのか、皆様のご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

小沼副参事 家庭における CO2 削減の対策とか交通量対策等、「方針」なり「中間のまとめ」で記述していながら、条例改正の項目として挙がっていないという話でございます。

事務局として、条例化がなじむのかどうかという観点も一つあって検討した結果が一つ、現時点で条例で規定しても、実効性がある取り組みができないのであれば何の意味もございませんので、特に交通量対策等、必要性を認識しているところでございますが、条例で規定してどういう実効性が担保できるのかというのが、現時点でまだ不明確なところがありますので、今回の提案の中には入っていないということでございます。

小早川部会長 その辺は、事務局は事務局なりの絵を描いておられるんだろうと思いますがそれでいいかどうか、ということも含めて、今後一つ一つ詰めていきたいと思っております。

まだあるかと思いますが、時間もだいぶ回っておりますので、今日は第 1 回ということで、資料 1 につきましては以上とさせていただきたいと存じます。貴重なご意見をたくさんいただきましたので、今後の検討に反映させていきたいと存じます。

次に、特別部会の審議の今後の進め方につきまして事務局から提案があるとのことですので、説明をお願いします。

山下課長 資料に基づきましてご説明させていただきますが、今後の進め方につきまして資料を配布させていただきますので、よろしく願いいたします。

(資料配布)

山下課長 今、机上に配布させていただきました資料をご覧いただければと思います。

今回、改正の検討が必要な部分につきましては、それぞれ個別に詳細に検討裁定をお願いしたいと思っております。

こうした審議を効率的に行っていただくために、この特別部会のもとに、定足数にとらわれず、関連する課題ごとに専門分野の先生方によって開催可能な分科会を設置してご協力をいただければと考えております。

ただいま配布しました資料「分科会の設置について」の1の目的でございますが、この特別部会が行う調査審議を円滑に行うためでございます。2の設置者は特別部会の部会長でございます。3の根拠は、当審議会運営要領第5の第1項でございます。名称は当部会の分科会でございます。所掌事務でございますが、環境確保条例の改正に関する事項でございます。設置期間は、部会長が設置した日から答申の日までとさせていただきます。構成でございますが、部会長が指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織するというところでございます。

なお、参考資料7といたしまして、環境基本条例、当審議会の規則並びに運営要領をお手元にお配りしております。ご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

小早川部会長 ありがとうございます。事務局からご提案がありましたが、分科会の設置につきましては、私もそのようなやり方が柔軟で効率的な審議ができるのではないかと考えております。

資料にございましたが、委員会の構成は、部会長が指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織するとあります。私としましては、きちんと議決をすべきところは部会を開いてやるわけですが、この分科会を設置する趣旨は、柔軟に効率的に審議をするところに主眼があり、委員を限定することには特段の意味がないと存じますので、特別部会の委員全員を分科会の委員とさせていただきますかどうかと思っております。なお、今後の検討の進捗状況によりまして、新たな委員に加わっていただくこともあろうかと思っております。

以上のように考えておりますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。なければ、このようにさせていただきたいと存じます。

これ以降につきましては事務局に引き継ぎます。

山下課長 本日は活発なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。最後に

今後のスケジュールにつきまして、資料2に基づきましてご説明申し上げます。

本日、部会の第1回目が開かれまして、本年度中に環境確保条例の改正につきまして答申をいただきたいと思っております。その答申に基づきまして改正の事務に入りまして、平成20年度、来年度の条約改正を目指していきたいと思っております。

そうした最終の目的に至るために、本年12月ごろには、この部会での「中間のまとめ」をいただきまして、「中間のまとめ」に基づいての都民意見の募集を実施し、特別部会において、最終のまとめに向けた審議をいただきたいと考えている次第でございます。

今後のスケジュールにつきましてはそういう観点で考えてございますので、本日いただいた意見も踏まえて、次回の開催につきましては部会長ともよくご相談をし、また、日程のご相談をさせていただきたいと思っております。

河口委員 次回の会議のイメージですが、ここに書かれている項目はまた違うので、今回は、今日言われたこれだけでは少ないんじゃないか、もっと哲学的な部分からというご意見があったので、それも反映させたたたき台が出てくるのか、これに基づいて違う角度で出てくるのか、これとこれを洗い出して、矛盾点みたいなところを引っ張り出して、ここでもう一回問題点を抽出した形で出てくるのか、どういう形で議論されるのかイメージがわからないので、次回以降、何をどういう感じで議論するのか、きょう、何をするんだという話がほとんどだったので、そのあたりについてお話を伺えればと思います。

小沼副参事 本日8項目出させていただいていますが、次回の審議につきましては、この8項目の中で、部会長ともご相談させていただきますが、すべての項目を、条例改正のイメージを踏まえながら制度をご提出するのは時間の関係で無理があるかと思っておりますので、この8項目の中で幾つかグルーピングをして、同じような観点、あるいはグルーピングをした観点で、何項目かについて具体的な制度改正のイメージとか、実効性の担保のイメージとか、どういった効果が望まれるとか、制度の大きな枠組みなりを示してご審議をいただく。そういうグルーピングを何回かやってお審議をいただくことになるかと思っております。

数回の審議を踏まえた中で、総論の部分での記述の必要性が大きくなってくるのであれば、その部分も皆さんと相談して案をつくっていききたいと思っております。

河口委員 大規模事業所に対して削減を義務づけようという話には反対ですという意見が出ているわけですが、そういう意見は置いておいて勝手に議論を進めるのか、それも入れながら議論するのか、そのあたりのイメージがよくわからないので、それはそれとして

置いておいて、こちらは勝手に進めていくというものなんですか。

岸委員 今回の条例改正で項目が八つ挙がっているのか、その根拠がわからないままにやるのが気持ち悪いなというのがみんなの共通だと思います。

さっきちょっと申し上げましたが、東京都の温暖化対策でセクターとか部門に分けたときに、現状どうなっているのか、モヤッとわかるけど、もうちょっとしっかりわかりたい。そのときに、現状のどこをターゲットにするのが今回の方針なのか、ターゲットにするとどういう効果があるのか、大ざっぱでも絵が見えるといいなと。

国際的には京都議定書対応は終わりで、アメリカのブッシュ政権主導で新しくなって、そうすると中国も入るだろう、インドも入るだろう、だから、特別対応がなくなって、大規模事業所だけでなく中規模も入ってくるというのはセオリーとして対応していて、そういうことを意識されているのかなということはわかるんですが、構造的によくわからないんです。学校をどうするのか。下水処理場がものすごく排出しているのはわかっているので。でも、言葉づかいにしる何にしるわからないことがたくさんあって、そこらのことが整理されるような資料が出てくると、現況はこうだけど、ここをターゲットにして、条例改正でこれだけの効果を上げたいんだ、即効的な効果なのか、こうやっておくと5年後、10年後とってもよくなるとか、そういう話を聞きたいんです。

そうじゃないと、項目別に、この項目とこの項目と検討してくださいと言われても、少し気持ちの悪い人がいるのかなと思います。

原沢委員 進め方がよくわからなくて、分科会をつくるということで、一方では8項目をグルーピングしてという話で、前の計画づくりのときは二つの分科会で進めましたね。特別部会と分科会がかなり数を開催しないと、いろいろな質問に対して議論できないと思いますが、その辺の見通し、具体的に言うと、分科会はどのぐらいに分けてどうするのかということが今の段階でわかれば教えていただかないと、どういう予定にしたらいいかかわらないということがありますので。

小早川部会長 私は議長役をおりたつもりでいたんですが、全部事務局任せも無責任かと思しますので、もう一度登場させていただきます。

私は先ほど、きょうの説明は事務局の書いた絵の説明であって、これについて、今もそうですし、議事の中でも、これだけでいいのかというご意見はたくさん出ているわけですので、諮問そのものは8項目に限ったことではないと思いますので、きょうのご意見を正面から受けとめて、どう進めていくのかということ、今いろいろ強い調子で言われたこ

とに対して、事務局が確定的な答えはできないだろうと思いますが、ご検討いただいた上でといたしますか、私も事務局と相談いたしますが、基本的に、そういった基本問題について次回、そういった点も改めて整理をするということではないかと思いますが、どうでしょうか。

長谷川部長 部会長おっしゃられたように、きょうのご意見を踏まえまして、次回のご議論のときに、どういう形で議論していくかということをご提示できるようにいたしたいと思えます。その点に関しては部会長とご相談させていただきたいと思えます。

「パレット」をどうするかというお話はまさに制度の根幹にかかわる部分ですので、当然、議論の中で出していくことになるかと思えますので、進め方についてもいろいろとご議論いただきましたので、その点についても相談させていただいて、次回にお示しできるようにしたいと思えます。

小早川部会長 分科会って何なんだというご発言がありました。私の理解では全員懇談会、きょう事務局から提案があり、私もセコンドしましたが、そういう趣旨に理解しております。そのほかに、場合によって今後、本当に専門的な分科会をつくる必要があれば、それはまた別な話として考えたいと思えますが、いままでのお話全体にかかわりますが、基本計画をどうするかというのと比べますと、条例の改正を扱うほうはおのずとスコープは限られることに、結局はなるのではないかと。新しい政策課題についてここで議論をするということではないわけで、私の感じとしては、専門的な分科会をつくることにはならないのではないかと考えております。目下のところはそう思っております。

太田委員 資料2の今後のスケジュールの中で、分科会で検討する個別審議という形で七つの項目が挙がっていますね。私はむしろ分科会は、七つの項目についてスタンスを、いままで出てきた中間取りまとめその他でどういうふうにかかれていて、それに対して、長期、短期というターゲットをどういうふうにして、条例に落とせるものはどれでというような判断にいくのかなと思って、分科会は七つあるのかなと思ったんですが、それと、突如出てきている八つのものとは必ずしも対応できないというのは全くそのとおりだと思いますので、七つの項目についてどういうスタンスでやられて、そのうちのどれを条例の中に反映して、どこを改正すべきだというロジックでやられた方がいいのかなと思えます。

小早川部会長 いろいろアドバイスをいただきましたので、それも踏まえて、今後の進め方を次回もう一度しっかりと提示させていただくということではいかがでしょうか。

長谷川部長 部会長おっしゃったように、次のときまでに、進め方の整理ということを

やってまいりたいと思います。

議論として、条例にかかわる事項、それ以外の事項を含めた議論になってしまう、あるいは横断的な課題はどちらから捉えた方がいいのかということになってしまうというのは、ご議論の中で十分私どもも再認識いたしましたので、基本的に、ここに書かれている七つの事項は、基本計画全体を見て、諮問事項として当初大きく出しているところですが、きょうは事務局から、基本的な検討事項としては 8 項目で出させていただきましたので、きょうの討議を踏まえて、いろいろなご意見をどう議論の中で反映させていただけるかどうかということについて整理をして、次回の会議までには、円滑な議論ができるように整理をしてまいりたいと思います。

小早川部会長 この議論につきましてはここまでにしたいと思います。あとは事務局、どうぞ。

山下課長 ほかにご意見がなければ、これをもって会を閉じたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

本日は本当に活発なご意見をいただきましてありがとうございました。これをもちまして閉会させていただきます。

午後 7 時 25 分閉会